

令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公 社 等 の 名 称 : 一般財団法人宮崎県水産振興協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位:円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	養殖魚の安全・安心 強化事業に係る調査 及び指導業務	漁場環境の保全と適 正利用の監視及び指 導、養殖用の輸入カ ンパチ稚魚の生け込 みの確認	1,138,000	第167条の2第1項 第2号	本事業による業務は、養殖経営上の重要な ノウハウがあり、養殖漁家や漁協との信頼関 係が無ければ十分な調査結果が得られないた め、養殖関係漁協を会員とし、養殖漁家や漁 協の信頼が厚い一般財団法人宮崎県水産振興 協会以外に効率的で的確な成果が得られる者 がいない。 このため、地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号の規定により随意契約とする。	農政水産部 水産政策課